徳島県訪問看護支援センターだより

公益社団法人徳島県看護協会

第27号

令和5年12月

ご挨拶

(第30条

(第37条

の 2)

か。

徳島県訪問看護支援センターだより第27号を発行いたします。

訪問看護ステーションの看護職等の皆様方には、今年も多くの研修のご参加や、また支援センターの 事業にご協力くださりどうもありがとうございました。

徳島県訪問看護支援センターは、徳島県の訪問看護の質の向上や訪問看護ステーションの事業運営に関して、目標に沿った事業を実施します。ぜひ、支援センターをご活用ください。 今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

令和6年4月1日から、義務化されます。

「**運営規程**」のうち虐待の防止のための措置に関する事項、「業務継続計画の策定等」、「衛生管理等」のうち感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策に関する事項、「虐待の防止」

確認項目
業務継続
計画の策定
再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じている
○研修及び訓練計画、実施記録

令和6年4月1日から義務化される運営基準の内容です。(令和6年3月31日までは努力義務)

の 2) ○従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を実施しているか ○計画の見直しを行っているか **衛生管理等** ○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じ ○対策を検討する委員会の開

虐待の防止 ○虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会を定期的 ○委員会の開催記録

に開催し、従業者に周知しているか

○虐待の発生・再発防止の指針を整備しているか ○研修計画、実施記録

○従業者に対して虐待の発生・再発防止の研修を実施しているか ○担当者を設置したことがわか ○上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか る文書

出典:介護保険施設等運営指導マニュアル (別添 1.確認文書.確認事項一覧より)

介護保険施設等運営指導マニュアル(厚生労働省 HP より)

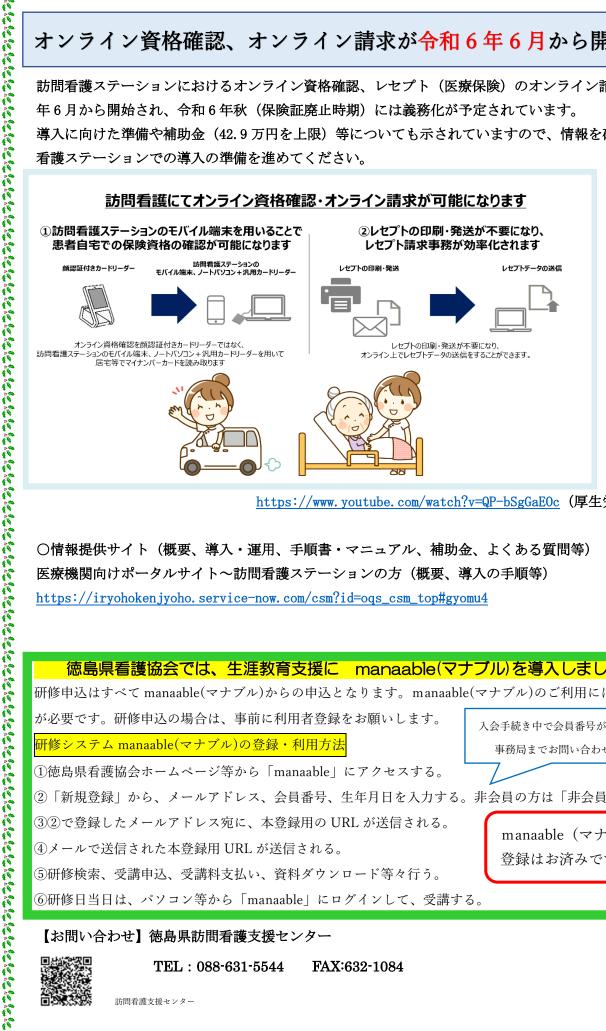
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shidou/index.html



オンライン資格確認、オンライン請求が令和6年6月から開始

訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認、レセプト(医療保険)のオンライン請求が令和 6 年6月から開始され、令和6年秋(保険証廃止時期)には義務化が予定されています。

導入に向けた準備や補助金(42.9万円を上限)等についても示されていますので、情報を確認し、訪問 看護ステーションでの導入の準備を進めてください。



訪問看護ステーシ ョンにおける オンライン請求・ オンライン資格 確認の導入に関す るオンライン説明 (56分)



https://www.youtube.com/watch?v=QP-bSgGaEOc (厚生労働省 HP)

○情報提供サイト(概要、導入・運用、手順書・マニュアル、補助金、よくある質問等) 医療機関向けポータルサイト~訪問看護ステーションの方(概要、導入の手順等)

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=oqs_csm_top#gyomu4



徳島県看護協会では、生涯教育支援に manaable(マナブル)を導入しました。

研修申込はすべて manaable(マナブル)からの申込となります。 manaable(マナブル)のご利用には利用者登録

が必要です。研修申込の場合は、事前に利用者登録をお願いします。

研修システム manaable(マナブル)の登録・利用方法

①徳島県看護協会ホームページ等から「manaable」にアクセスする。

②「新規登録」から、メールアドレス、会員番号、生年月日を入力する。非会員の方は「非会員用」から申込

- ③②で登録したメールアドレス宛に、本登録用の URL が送信される。
- ④メールで送信された本登録用 URL が送信される。
- ⑤研修検索、受講申込、受講料支払い、資料ダウンロード等々行う。
- ⑥研修日当日は、パソコン等から「manaable」にログインして、受講する。

manaable (マナブル)の 登録はお済みですか?

入会手続き中で会員番号が不明の方は

事務局までお問い合わせ下さい

【お問い合わせ】徳島県訪問看護支援センター



TEL: 088-631-5544 FAX:632-1084

訪問看護支援センター

